

令和6年度医療的ケア児等短期入所サービス専門家派遣事業実施要項

1 目的

人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者や重症心身障害児者等（以下「医療的ケア児等」）の受け入れを実施又は検討中の短期入所事業所等に対し、予算の範囲内において、依頼に応じて医療的ケア児等に関する専門家を派遣し、職員研修、助言指導等を行うことにより、短期入所事業所における医療的ケア児等の円滑な受け入れを支援する。

2 実施期間

令和6年7月～令和7年2月

3 対象事業所

- (1) 医療型短期入所事業所又は医療型短期入所事業所の開設を検討中の医療機関若しくは介護老人保健施設
- (2) 医療的ケア児等の新規受け入れ又は受け入れ拡大を検討中の福祉型短期入所事業所

4 内容

- (1) 医療的ケア児等の受け入れのための研修
専門家の派遣を希望する対象事業所（以下「派遣希望事業所」という。）が企画した内容に応じ、講師が講義、説明等を行う。
- (2) 個別利用者のケアについての助言指導
短期入所を利用することとなった医療的ケア児等の主治医等が、派遣希望事業所に対し助言指導を行う。

5 手続き

- ①派遣希望事業所は、県に対し専門家派遣依頼書（別紙様式1）を提出する。その際、派遣希望事業所は、当該専門家に対し協力についての意向を確認しておくものとする。
- ②県は、①の依頼書の内容が適切であると認められた場合は、当該専門家に対し協力依頼書を送付するとともに、派遣希望事業所に対し通知を行う。
- ③派遣希望事業所は、研修等の事業終了後、実績報告書（別紙様式2）を県に提出する。
- ④県は、③の実績報告書の内容を確認後、当該専門家に対し、所定の報償費及び旅費の支払を行う。

6 その他

- ・派遣を行う専門家は、原則として岡山県内に移住地又は勤務地を有する者とする。
- ・所定の報償費及び旅費以外の経費については、派遣希望事業所が負担するものとする。